

軽減税率（8%）対象品目 早わかり一覧BOOK



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年12月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

■ 軽減税率の概要

消費税は10%へ引き上げられましたが、生活への配慮から一部の品目は8%に据え置かれています。これを「軽減税率」と呼びます（※軽減税率8%の内訳は、消費税率6.24%、地方消費税率1.76%）。

■ 軽減税率（8%）の対象品目

対象は大きく分けて以下の2つです。

1.飲食料品

（酒類・外食・ケータリング等は対象外）

2.新聞

（定期購読契約があり、週2回以上発行されるもの）

■ 制度の注意点

特に「飲食料品」は、同じ食品でも「持ち帰り（8%）」か「店内飲食（10%）」かによって税率が変わるなど、判断が難しいケースが多いため注意が必要です。

税率区分別 具体例一覧

迷いやすい品目を対比形式でまとめました。

カテゴリ	軽減税率（8%）	標準税率（10%）
食事・提供	スーパーの食品、テイクアウト、宅配（出前）、有料老人ホームの食事	外食、ケータリング、出張調理、イートイン、社員食堂
飲料・水	ミネラルウォーター	水道水、酒類（みりん等含む）、医薬部外品の栄養ドリンク
健康・医療	栄養機能食品、健康食品 食用アロエ	医薬品、医薬部外品、ペットフード（動物の餌）
書籍・他	定期購読の新聞（週2回以上）	書籍、電子新聞、雑誌、日用品（洗剤等）、保冷剤
セット商品	税抜1万円以下かつ食品価値が2/3以上の一体資産	上記条件を満たさない一体資産

※食事の提供を行う事業者が、飲食設備のある場所で飲食料品を飲食させるサービスの提供を外食といい、軽減税率が適用されます。

税率を見極める3つのポイント

(1) 「人の飲食用」かどうか（譲渡の目的）

軽減税率は「人の飲食用」に限られます。

- 8%：人が食べるための購入（食品、飲料）
- 10%：動物の餌、工業用、栽培用（種や苗）、水道水
- 注意：アルコール原料用のお米は8%ですが、製造された酒類は10%です。

(2) 「飲食設備」での食事かどうか（外食）

テーブルや椅子などの「飲食設備」で食事をする場合は「外食」扱いとなり10%です。

- 10%：レストラン、コンビニのイートイン、屋台のベンチ
- 8%：持ち帰り、宅配（場所の提供がないため）

(3) 一体資産は「1万円以下・2/3以上」か

お菓子とおまけ等がセットになった商品は、以下両方を満たす場合のみ8%です。

1.税抜価格が1万円以下

2.食品の価値が全体の2/3以上

（例：ビックリマンチョコは8%、高額な重箱付きおせちは10%）